

平成26年 多賀城市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成26年5月23日(金)
- 2 招集場所 市役所3階 第二委員会室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子
教育長 菊地 昭吾
- 4 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 高砂 弘之
生涯学習課長 武者 義典
文化財課課長 郷右近 正晃
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 5 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 6 開会の時刻 午後1時
- 7 議事日程
 - 日程第1 会議録の承認について
 - 日程第2 会議録署名委員の指名について
 - 日程第3 諸般の報告
事務事業の報告
 - 日程第4 議事
 - 議案第12号 多賀城市立図書館協議会委員の人事について
 - 議案第13号 多賀城市文化財保護委員会委員の人事について
 - 議案第14号 財産の取得に対する意見について
 - 議案第15号 多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について
 - 議案第16号 指定管理者の指定に対する意見について
 - 日程第5 その他

委員長 ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第5回定例会を開会します。

日程第1 会議録の承認について

委員長 まず、前回定例会及び第4回臨時会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省略します。前回定例会及び第4回臨時会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議がないものと認め、前回定例会及び第4回臨時会会議録については、承認されました。

日程第2 会議録署名委員の指名について

委員長 続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、委員長において菊池すみ子委員、樋渡委員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

委員長 これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

教育長 はい。諸般の報告をいたします。平成26年第4回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係。5月15日、第4回教育委員会臨時会を行いました。内容は、報告事項として「多賀城市立図書館指定管理者選定委員会の結果について」、議案は「指定管理者の候補について」及び「教育財産の取得について」でした。なお、本案件につきましては、6月に開催される第2回市議会定例会に提案される予定です。

学校教育課関係。5月1日現在の児童・生徒数並びに学級数は小学校が男子1,778名、女子1,733名の計3,511名で、129学級、中学校は男子895名、女子908名の計1,803名で、64学級となっております。

小・中学校の合計では、男子2,673名、女子2,641名の計5,314名で193学級となり、昨年と比較しますと、小学校で56名の減、中学校では26名の減となっております。学級数では小・中学校ともに増減はありませんでした。

小・中学校の運動会及び体育祭の開催状況ですが、4月26日に多賀城中学校と高崎中学校、5月17日に天真小学校において開催されました。今後については、5月24日には多賀城東小学校、山王小学校、城南小学校、多賀城八幡小学校、9月6日に第二中学校及び東豊中学校、10月11日に多賀城小学校で開催が予定されています。

中学校の修学旅行につきましては、5月8日から第二中学校と東豊中学校が、5月12日から多賀城中学校が、5月14日から高崎中学校がそれぞれ2泊3日の行程で東京・千葉・神奈川等方面へ出かけ無事終了しております。

生涯学習課関係。4月26日、多賀城政庁跡付近を会場に中央公民館事業「星空観察会」を開催し、親子約50名が参加しました。

4月28日と5月7日に、市立図書館の指定管理者選定委員会を開催しました。移転計画概要のほか、業務要求水準・審査基準の説明を行い、候補者からの企画提案書の説明を受けて審議し、指定管理者候補者を決定しました。

5月8日・9日・13日に、社会教育振興員会議を開催し、委嘱状の交付と事業企画についての情報交換を行いました。

5月21日、東北学院大学との連携事業「地域市民のための大学公開講座」が開講されました。

5月21日、山王地区公民館講座「はじめての陶芸教室」を開催し、11名が参加しました。7回の講座の中で、それぞれ皿やマグカップなどを製作し、最終日の7月16日は作品の鑑賞会を行う予定です。

文化財課関係。5月20日、大河原町仙南芸術文化センターにおいて平成26年度宮城県史跡整備市町村協議会役員会・総会が

開催され、市長・文化財課長・担当者が出席いたしました。平成25年度事業内容と決算報告並びに平成26年度事業計画案と予算案等が承認され、その後に行われた研修会において笠原宮城県教育庁文化財保護課長より講話をいただきました。

平成26年5月23日提出、多賀城市教育委員会教育長菊地昭吾。

委員長 ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

委員長 質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

議案第12号 多賀城市立図書館協議会委員の人事について

委員長 次に、議事に入ります。議案第12号多賀城市立図書館協議会委員の人事について教育長の説明を求めます。

教育長 議案第12号多賀城市立図書館協議会委員の人事について、このことについて、関係課長から説明させます。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 議案第12号多賀城市立図書館協議会委員の人事についてですが、図書館条例において任期が2年と定められており、現委員につきましては本年5月31日をもって任期が満了することから、新たに委員を委嘱するものであります。したがって委嘱期間は、平成26年6月1日から28年5月31日までの2年間となる予定です。

委員の構成につきましては、引き続き委嘱する方が4名、新たに委嘱する方が6名の計10名となります。

3ページの表のご説明を申し上げます。1番上の荘司委員につきましては、多賀城小学校の校長として校長会からの推薦でございます。2番目の小畑委員につきましては、引き続き留任されることになっております。次の菅原委員と金田委員につきましては、それぞれの学校から推薦がございました。次の原委員と五代儀委員につきましては、留任でございます。次の江釣子委員につきましては、婦人会からの推薦でございます。宮城委員につきましては、留任でございます。阿部委員につきましては、図書館ボランティア団体連絡会からの推薦でございます。斎藤委員につきましては、子ども会育成連合会からの推薦ということで、以上10名でございます。

委員長 ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第12号について、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議がないものと認め、議案第12号について原案のとおり決定します。

議案第13号 多賀城市文化財保護委員会委員の人事について

委員長 次に、議案第13号多賀城市文化財保護委員会委員の人事について教育長の説明を求めます。

教育長 議案第13号多賀城市文化財保護委員会委員の人事について、このことについて、関係課長から説明させます。

委員長 文化財課長。

文化財課長 議案第13号多賀城市文化財保護委員会委員の人事についてご説明いたします。当該保護委員会につきましては、多賀城市文化財保護条例第6条の規定により、市指定文化財の指定及び文化財の保存活用など重要事項を調査審議するため設置されております。委員定数は10名以内、任期が2年と定められております。

その委員会委員である笠原信男氏は、宮城県多賀城跡調査研究所長としての充て職として、平成25年8月1日に当該保護委員を任命いたしました。宮城県の人事異動に伴いまして当該所長職を解かれたことによりまして、当該保護委員を退任するものであります。

また、その後任として山田晃弘氏が当該所長職に就任したことから、新たに委員の任命を行うものでございます。

なお、任期につきましては、多賀城市文化財保護条例第6条第3項のただし書きにより、補欠委員の任期は、前任者の残任期間となる規定から、平成27年7月31日までとなります。

また、次のページに議案第13号関係資料として、現在の当該保護委員の名簿を登載しておりましたので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

委員長 ただいまの説明について、質疑ありませんか。菊池委員。

菊池委員 議案第13号の資料に笠原信男さんの名前が載っていますが、ここに山田晃弘さんの名前を載せてはいけないのでしょうか。

文化財課長 議案第13号の資料につきましては、まだご承認いただいておりますので、現在の委員を載せております。ご承認いただければ新しい

名簿になります。

菊池委員 わかりました。
委員長 他に質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第13号について、御異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

委員長 異議がないものと認め、議案第13号について原案のとおり決定します。

議案第14号 財産の取得に対する意見について

委員長 次に、議案第14号財産の取得に対する意見について、教育長の説明を求めます

教育長 議案第14号財産の取得に対する意見について、このことについて、関係課長から説明させます。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 議案第14号財産の取得に対する意見について、市長から意見を求められておりますので、ご説明します。

取得する財産の種別等、多賀城市立図書館用建物でございます。構造、鉄骨造3階建。延床面積3,171.95平方メートル。建設予定地、多賀城市中央二丁目地内。取得価格、912,370,000円。取得の相手方、宮城県多賀城市東田中二丁目40番32-1002。多賀城駅北開発株式会社ということですが、詳細につきましては先日の臨時会でその説明をしておりますので、省略させていただきます。

委員長 ただいまの説明について、質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第14号について、御異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

委員長 異議がないものと認め、議案第14号について原案のとおり決定します。

議案第15号 多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見 について

委員長 次に、議案第15号多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について、教育長の説明を求めます

教育長 議案第15号多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について、このことについて、関係課長から説明させます。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 議案第15号多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について、これも市長から意見を求められており、多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例を制定するというところでございます。内容につきましては、10ページから12ページまでがその内容の原文でございますが、説明につきましては13ページから15ページまでの新旧対照表に基づき説明させていただきます。

左側が新たに改正する条文、右側がこれまでの条文となっております。左側をご覧くださいと思います。始めに第2条でございます。図書館の設置位置を多賀城市伝上山一丁目から多賀城市中央二丁目に改めるものでございます。

次に13ページから14ページにわたり、第3条から第6条まででございますが、これまで教育委員会の規則で定めていた、事業、開館時間、休館日、入館の制限に関する項目を、条例で定めるものでございます。その中で第4条の開館時間につきましては、これまでの午前9時から午後5時までを、午前9時から午後9時30分までとし、第5条の休館日につきましては、毎月末日。12月28日から翌年1月3日までとし、現在の図書館と比べ開館時間、日数も拡大している内容となっております。

次に14ページの第7条でございます。施設の適切な維持管理の観点から、これまでもそういう考えで載せておりましたが、損害賠償義務を新たに規定しております。

第8条でございます。これにつきましては今回の改正に伴う条ずれの改正をした他、指定管理者が運営することになった場合、教育委員会として謳っている箇所を指定管理者と読替したものでございます。

第9条から第11条関係につきましては、今回の改正に伴う条の整理をいたしております。

12ページにお戻りください。今回の改正条例の施行につきまして

は、教育委員会規則で定める日から施行するをいたしております。

改正の内容につきましては、以上のとおりです。

委員長 これにつきましては、これまでも何回か色々な場面で議論されてきて、その場その場で承認されてきたことですが、それをこのような形で、新しい図書館条例という形で成文化したということでございますが、ただいまの説明について、質疑ありませんか。菊池委員。

菊池委員 先日の会議では、休館日なしの365日開館ということで説明を受けた気がしたのですが、これはどういうことでしょうか。

委員長 生涯学習課長

生涯学習課長 新しく条例改正を行った形でいきますと、開館日は347日となります。先日の会議でご説明申し上げたのは、指定管理候補者からの提案として「365日の開館をしたい。」ということに関しまして、多賀城市としては毎月の保守点検とか蔵書点検、そういうことを踏まえて365日開館しても支障がないと判断して365日開館の方向でいきたいということでございますが、条例の中では基本的には347日開館という方向性をまず教育委員会が示しておりましたので、指定管理者の提案があった部分に関しては、指定管理者からの申出により開館日数については協議するという事になっておりまして、条例の中で、指定管理者から協議があった場合については、開館日数を変更することができるというような条文はございますので、それにのっとってやりたい。将来的には指定管理者が変わった場合でも、教育委員会の考え方としてここに残しておく。あとは指定管理者からの提案によって協議したうえで変わっていく部分については、また別の考え方ですというような整理の仕方です。

菊池委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

委員長 他に質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第15号について、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議がないものと認め、議案第15号について原案のとおり決定します。

議案第16号 指定管理者の指定に対する意見について

委員長 次に、議案第16号指定管理者の指定に対する意見について、教育長の説明を求めます

教育長 議案第16号指定管理者の指定に対する意見について、このことについて、関係課長から説明させます。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 議案第16号指定管理者の指定に対する意見について。これも同じく市長から意見を求められている議案です。指定管理者の指定に関する議案です。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称が多賀城市立図書館。2、指定管理者となる団体、大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号。カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社。3、指定の期間。多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例の施行の日から平成32年3月31日までということでございます。

先日の臨時会でご説明しました資料の中で、指定管理者となる団体が、東京都渋谷区という表記になっておりましたが、実はこのカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、大阪本社、東京本社との2つの本社を持っておりまして、我々が交渉した東京本社の方を本社ということで進めていたわけでしたけれども、登記上大阪の方が本社という登記になっておりましたので、このところは以前の説明から変更させていただいている部分でございます。

なお、先日の臨時会におきましては、指定管理者候補者についての議決の中でこの詳細についてはご説明しておりますので、この詳細につきましても省略させていただきたいと思っております。

委員長 今までの流れについてはご理解をいただいていることだと思いますけれど、ただいまの説明について、改めて質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員 17ページの指定管理者となる団体ですが、東京都と大阪府にある本社、登記簿上ということで内容的なものとか、契約の中身が変わることはないと理解してよろしいのでしょうか。要するに同じものとしても登記簿にある方が、正式な団体だからということで、こういう指定の契約になるのかと思うのですが、その時に東京本社で契約して今まで話を進めていたものを、大阪府にある団体になったところでその性格とか特質みたいなところで内容に変更という可能性はないのでし

ようか。

委員長 生涯学習課長

生涯学習課長 今、議論していただいておりますこのことにつきましては、指定管理者の選定をして、その候補者として議会にあげて議決をいただいて、正式な指定管理者として認めていただくというような流れになっております。正式な指定管理者になったあかつきには、基本協定書に基づき、これからの契約になります。ですから、相手方は同じ団体、同じ組織ですので、それは説明の中で東京ということは載せておりましたが、契約の相手は、大阪府に本社機能を持つカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社ということで、正式に契約をいたしますので、今までの説明の中では何ら、東京だったからとか大阪だったからというのは、問題ございません。東京の本社機能と協議を重ねた結果です。

樋渡委員 はい、わかりました。

委員長 他に質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第16号について、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議がないものと認め、議案第16号について原案のとおり決定します。

日程第4 その他

委員長 次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いします。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第5回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後1時25分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成26年6月23日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印